

グーグルと組めない日本の事情

ネットと積極的に組む欧米メディアに対し、日本のテレビ局の動きは鈍い。問題は著作権よりもビジネスモデル不在にある。

中村 伊知哉
(慶應大学教授)

例えば、映像や音楽のコンテンツには、著作権者（原作者、脚本家、作詞・作曲者など）と、著作隣接権者（俳優や歌手などの実演家、レコード会社など）という様々な権利者が関係している。コンテンツを利用するにはこれら権利者の許諾が必要となる。

ただし、CDを放送で利用する場合、実演家やレコード会社などの著作隣接権者に許諾を得る必要はない。放送後に使用料を支払うだけでいい。一方、インターネットなどの通信では、事前に個別の了解が必要となっている。

2006年1月、米ラスベガスで開かれた世界最大の家電見本市「コシューマー・エレクトロニクス・ショー（CES）」で、グーグル、ヤフー、マイクロソフトが一斉に、ハリウッドのコンテンツを引っ提げて世界的な映像配信ビジネスを行つと宣言した。

例えば、グーグルが発表した「グーグル・ビデオ・ストア」は、ハリウッド制作のテレビドラマやNBA（米プロバスケットボール協会）の試合をネットで有料で視聴できるサービス。ヤフーのコンテンツがテレビで利用できる「ヤフー・ゴートV」の発表には、映画俳優のトム・クルーズが出席して話題をさらつた。米国ではアップルが一足先に自社サイト「iTunes」で動画販売を手がけており、映像配信の主役が從来の通信・放送会社から、コンピュータやＩＴといった新技術の企業に交代したことを見づけた。

こうした動きに、放送業界も素早い反応した。

米3大テレビネットワークの1つ、CBSはグーグルや傘下の動画共有サイトのユーチューブ、通信会社のベライゾン、ケーブルテレビのコムキャストなどと提携し、従来の放送に加えてあらゆるネットワークを駆使したビジネスモデルに移行する姿勢を示した。3大ネットの他2社であるNBCとABCや、有力局のFOXも人気ドラマのネット配信を始め、iTunes、アマゾン、AOLなどのサイトでは、高視聴率の人気番組が1話2ドル程度でダウンロードできる。

英国では、公共放送BBCがユーチューブに正規チャンネルを開設した。見逃した番組をダウンロードして見られるサービスも自ら提供している。フランスでは国営フランステレビジョンがフランステレコムと提携し、ネットを利用した放送IPTVを提供している。日本で言えば、NHKとNTTが独占提携するよう

なものが。さらに仏国立視聴覚研究所（INA）は、フランス国内で放送された過去のテレビ番組10万本をネット配信している。

ヨーチューブの

日本の番組は「違法」

これに対して、日本ではテレビ番組をネットで観ることはほぼ不可能だ。ユーチューブで視聴できる日本の番組はほぼすべて著作権法違反である。TBSと楽天による株式を巡る攻防が2年以上も膠着状態であることに象徴されるように、日本は放送と通信が結合するかどうかの見通しが立っていない。

放送と通信の融合が進まないのは著作権のせいだ、という声が多い。

放送局や権利者がコンテンツを囲い込んで流通しないという指摘だ。

著作権上、放送と通信は明確に区別されている。そして、放送会社は著作権法上の特典を持っていて、権利処理を比較的スムーズに行える。

テレビ番組をネットで流す場合、視聴者からみれば、見ている装置がないが（ネット回線をテレビにつなげば、ほとんどの違いもないが）、配信する側からすると、許諾を得るためにコストと時間が大きく違う。

海外ではネットを利用したテレビ番組も、放送と変わらない権利処理な

ので、これは日本の特殊事情とも言える。

2006年に著作権法が一部改正され、「IPマルチキャスト放送」と呼ばれるネットを利用した放送の同時再送信が「放送」と同じ扱いを受けることになった。しかし、ネット独自の番組送信などには適用されないため、著作権問題は依然として大

きな壁だ。

コンテンツ取引を促す

ただし、私に言わせれば、放送と通信の融合が進まないのは、著作権が本質ではない。要はビジネスが成立するかどうかである。放送局にとってネットが本格的なビジネスになれば、著作権がどうあれ本腰を入れる。通信会社も、コンテンツが本当に必要な壁だ。

こうした動きに、放送業界も素早

く反応した。

2006年1月、米ラスベガスで開かれた世界最大の家電見本市「コシューマー・エレクトロニクス・ショー（CES）」で、グーグル、ヤフー、マイクロソフトが一斉に、ハリウッドのコンテンツを引っ提げて世界的な映像配信ビジネスを行つと宣言した。

例えば、グーグルが発表した「グ

ーグル・ビデオ・ストア」は、ハリ

ウッド制作のテレビドラマやNBA

（米プロバスケットボール協会）の試

合をネットで有料で視聴できるサー

ビス。ヤフーのコンテンツがテレビで利用できる「ヤフー・ゴートV」の発表には、映画俳優のトム・クルーズが出席して話題をさらつた。米国ではアップルが一足先に自社サイト「iTunes」で動画販売を手がけており、映像配信の主役が從来の通信・放送会社から、コンピュータやＩＴといつた新技術の企業に交代したことを見づけた。

こうした動きに、放送業界も素早

く反応した。

米3大テレビネットワークの1

つ、CBSはグーグルや傘下の動画

共有サイトのユーチューブ、通信会

会社のベライゾン、ケーブルテレビの

コムキャストなどと提携し、従来の

放送に加えてあらゆるネットワーク

を駆使したビジネスモデルに移行する姿勢を示した。3大ネットの他2

社であるNBCとABCや、有力局のFOXも人気ドラマのネット配信を始め、iTunes、アマゾン、AOLなどのサイトでは、高視聴率の人気番組が1話2ドル程度でダウンロードできる。

英国では、公共放送BBCがユーチューブに正規チャンネルを開設した。見逃した番組をダウンロードして見られるサービスも自ら提供している。フランスでは国営フランステレビジョンがフランステレコムと提携し、ネットを利用した放送IPTVを提供している。日本で言えば、NHKとNTTが独占提携するよう

なものが。さらに仏国立視聴覚研究所（INA）は、フランス国内で放送された過去のテレビ番組10万本をネット配信している。

ヨーチューブの

日本の番組は「違法」

これに対して、日本ではテレビ番組をネットで観ることはほぼ不可能だ。ユーチューブで視聴できる日本の番組はほぼすべて著作権法違反である。TBSと楽天による株式を巡る攻防が2年以上も膠着状態であることに象徴されるように、日本は放送と通信が結合するかどうかの見通しが立っていない。

放送と通信の融合が進まないのは著作権のせいだ、という声が多い。

放送局や権利者がコンテンツを囲い込んで流通しないという指摘だ。

著作権上、放送と通信は明確に区別されている。そして、放送会社は著作権法上の特典を持っていて、権利処理を比較的スムーズに行える。

テレビ番組をネットで流す場合、視聴者からみれば、見ている装置がないが（ネット回線をテレビにつなげば、ほとんどの違いもないが）、配信する側からすると、許諾を得るためにコストと時間が大きく違う。

海外ではネットを利用したテレビ番組も、放送と変わらない権利処理な

ので、これは日本の特殊事情とも言える。

2006年に著作権法が一部改正され、「IPマルチキャスト放送」と呼ばれるネットを利用した放送の同時再送信が「放送」と同じ扱いを受けることになった。しかし、ネット独自の番組送信などには適用されないため、著作権問題は依然として大

なものが。さらに仏国立視聴覚研究所（INA）は、フランス国内で放送された過去のテレビ番組10万本をネット配信している。

ヨーチューブの

日本の番組は「違法」

これに対して、日本ではテレビ番組をネットで観ることはほぼ不可能だ。ユーチューブで視聴できる日本の番組はほぼすべて著作権法違反である。TBSと楽天による株式を巡る攻防が2年以上も膠着状態であることに象徴されるように、日本は放送と通信が結合するかどうかの見通しが立っていない。

放送と通信の融合が進まないのは著作権のせいだ、という声が多い。

放送局や権利者がコンテンツを囲い込んで流通しないという指摘だ。

著作権上、放送と通信は明確に区別されている。そして、放送会社は著作権法上の特典を持っていて、権利処理を比較的スムーズに行える。

テレビ番組をネットで流す場合、視聴者からみれば、見ている装置がないが（ネット回線をテレビにつなげば、ほとんどの違いもないが）、配信する側からすると、許諾を得るためにコストと時間が大きく違う。

海外ではネットを利用したテレビ番組も、放送と変わらない権利処理な

ので、これは日本の特殊事情とも言える。

2006年に著作権法が一部改正され、「IPマルチキャスト放送」と呼ばれるネットを利用した放送の同時再送信が「放送」と同じ扱いを受けることになった。しかし、ネット独自の番組送信などには適用されないため、著作権問題は依然として大

なものが。さらに仏国立視聴覚研究所（INA）は、フランス国内で放送された過去のテレビ番組10万本をネット配信している。

ヨーチューブの

日本の番組は「違法」

これに対して、日本ではテレビ番組をネットで観ることはほぼ不可能だ。ユーチューブで視聴できる日本の番組はほぼすべて著作権法違反である。TBSと楽天による株式を巡る攻防が2年以上も膠着状態であることに象徴されるように、日本は放送と通信が結合するかどうかの見通しが立っていない。

放送と通信の融合が進まないのは著作権のせいだ、という声が多い。

放送局や権利者がコンテンツを囲い込んで流通しないという指摘だ。

著作権上、放送と通信は明確に区別されている。そして、放送会社は著作権法上の特典を持っていて、権利処理を比較的スムーズに行える。

テレビ番組をネットで流す場合、視聴者からみれば、見ている装置がないが（ネット回線をテレビにつなげば、ほとんどの違いもないが）、配信する側からすると、許諾を得るためにコストと時間が大きく違う。

海外ではネットを利用したテレビ番組も、放送と変わらない権利処理な

ので、これは日本の特殊事情とも言える。

2006年に著作権法が一部改正され、「IPマルチキャスト放送」と呼ばれるネットを利用した放送の同時再送信が「放送」と同じ扱いを受けることになった。しかし、ネット独自の番組送信などには適用されないため、著作権問題は依然として大

なものが。さらに仏国立視聴覚研究所（INA）は、フランス国内で放送された過去のテレビ番組10万本をネット配信している。

ヨーチューブの

日本の番組は「違法」

これに対して、日本ではテレビ番組をネットで観ることはほぼ不可能だ。ユーチューブで視聴できる日本の番組はほぼすべて著作権法違反である。TBSと楽天による株式を巡る攻防が2年以上も膠着状態であることに象徴されるように、日本は放送と通信が結合するかどうかの見通しが立っていない。

放送と通信の融合が進まないのは著作権のせいだ、という声が多い。

放送局や権利者がコンテンツを囲い込んで流通しないという指摘だ。

著作権上、放送と通信は明確に区別されている。そして、放送会社は著作権法上の特典を持っていて、権利処理を比較的スムーズに行える。

テレビ番組をネットで流す場合、視聴者からみれば、見ている装置がないが（ネット回線をテレビにつなげば、ほとんどの違いもないが）、配信する側からすると、許諾を得るためにコストと時間が大きく違う。

海外ではネットを利用したテレビ番組も、放送と変わらない権利処理な

ので、これは日本の特殊事情とも言える。

2006年に著作権法が一部改正され、「IPマルチキャスト放送」と呼ばれるネットを利用した放送の同時再送信が「放送」と同じ扱いを受けることになった。しかし、ネット独自の番組送信などには適用されないため、著作権問題は依然として大

なものが。さらに仏国立視聴覚研究所（INA）は、フランス国内で放送された過去のテレビ番組10万本をネット配信している。

ヨーチューブの

日本の番組は「違法」

これに対して、日本ではテレビ番組をネットで観ることはほぼ不可能だ。ユーチューブで視聴できる日本の番組はほぼすべて著作権法違反である。TBSと楽天による株式を巡る攻防が2年以上も膠着状態であることに象徴されるように、日本は放送と通信が結合するかどうかの見通しが立っていない。

放送と通信の融合が進まないのは著作権のせいだ、という声が多い。

放送局や権利者がコンテンツを囲い込んで流通しないという指摘だ。

著作権上、放送と通信は明確に区別されている。そして、放送会社は著作権法上の特典を持っていて、権利処理を比較的スムーズに行える。

テレビ番組をネットで流す場合、視聴者からみれば、見ている装置がないが（ネット回線をテレビにつなげば、ほとんどの違いもないが）、配信する側からすると、許諾を得るためにコストと時間が大きく違う。

海外ではネットを利用したテレビ番組も、放送と変わらない権利処理な

ので、これは日本の特殊事情とも言える。

2006年に著作権法が一部改正され、「IPマルチキャスト放送」と呼ばれるネットを利用した放送の同時再送信が「放送」と同じ扱いを受けることになった。しかし、ネット独自の番組送信などには適用されないため、著作権問題は依然として大

なものが。さらに仏国立視聴覚研究所（INA）は、フランス国内で放送された過去のテレビ番組10万本をネット配信している。

ヨーチューブの

日本の番組は「違法」

これに対して、日本ではテレビ番組をネットで観ることはほぼ不可能だ。ユーチューブで視聴できる日本の番組はほぼすべて著作権法違反である。TBSと楽天による株式を巡る攻防が2年以上も膠着状態であることに象徴されるように、日本は放送と通信が結合するかどうかの見通しが立っていない。

放送と通信の融合が進まないのは著作権のせいだ、という声が多い。

放送局や権利者がコンテンツを囲い込んで流通しないという指摘だ。

著作権上、放送と通信は明確に区別されている。そして、放送会社は著作権法上の特典を持っていて、権利処理を比較的スムーズに行える。

テレビ番組をネットで流す場合、視聴者からみれば、見ている装置がないが（ネット回線をテレビにつなげば、ほとんどの違いもないが）、配信する側からすると、許諾を得るためにコストと時間が大きく違う。

海外ではネットを利用したテレビ番組も、放送と変わらない権利処理な

ので、これは日本の特殊事情とも言える。

2006年に著作権法が一部改正され、「IPマルチキャスト放送」と呼ばれるネットを利用した放送の同時再送信が「放送」と同じ扱いを受けることになった。しかし、ネット独自の番組送信などには適用されないため、著作権問題は依然として大

なものが。さらに仏国立視聴覚研究所（INA）は、フランス国内で放送された過去のテレビ番組10万本をネット配信している。

ヨーチューブの